

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年5月2日公布）の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要な改正を行う。

1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

（1）議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

（2）議決事件の範囲の拡大

法定受託事務に係る事件※についても、条例で議会の議決事件として定めることとする。

※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適當でないものとして政令で定めるもの」を除く。

（3）行政機関等の共同設置

行政機関等※について、共同設置を行うこととする。

※ 行政機関等とは

- ・ 議会事務局(その内部組織)
- ・ 行政機関
- ・ 長の内部組織
- ・ 委員会又は委員の事務局(その内部組織)
- ・ 議会の事務を補助する職員

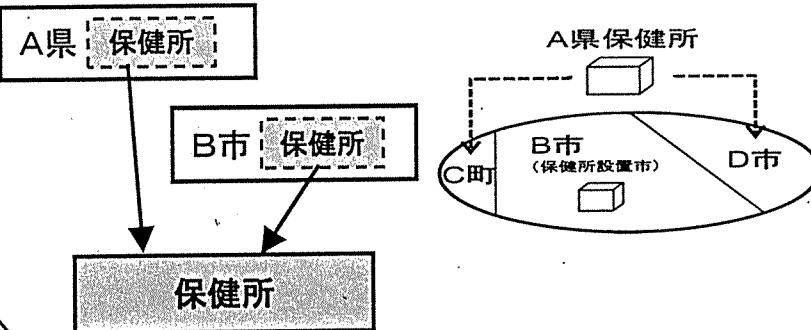
（4）全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

内部組織等の共同設置のイメージ

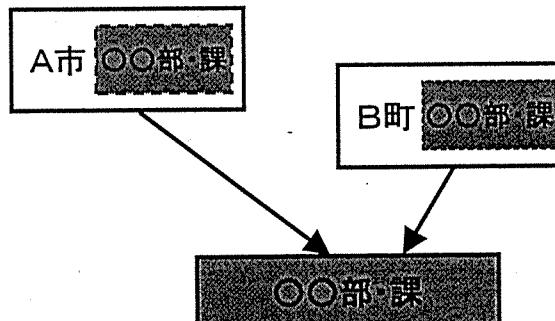
行政機関の設置例

都道府県の保健所の管轄区域が、以下のように飛び地となっている場合に、A県とB市で保健所を共同設置。



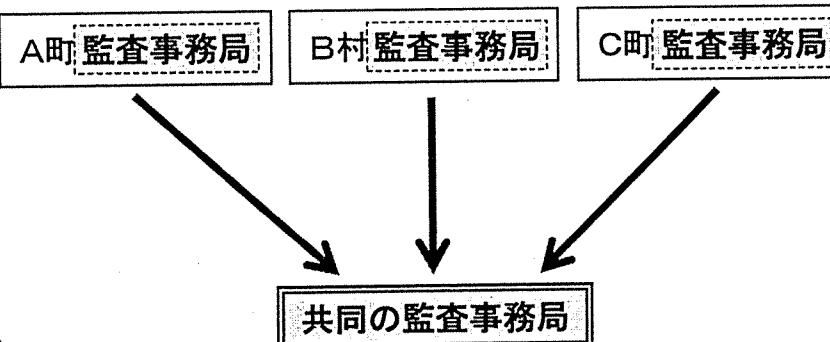
内部組織の設置例

税務課や会計課などの内部組織をA市とB町で共同設置。



委員会又は委員の事務局の設置例

監査委員事務局をA町、B村及びC町で共同設置。



議会事務局の設置例

議会事務局(法制担当)をA町、B村及びC町で共同設置。

